

## 16世紀の京都における貨幣の様相—大徳寺関係文書を中心に—

報告者：田中浩司（函館大学）

### I 本報告の目的

＝中近世移行期の貨幣史研究の成果と課題を提示する

#### 《成果》

中世貨幣史研究のスタンダード—小葉田淳 [1943]

中世貨幣の特質—中島圭一 [1999]、桜井英治 [1997]

支払手段からみた貨幣流通—浦長瀬隆 [2001]

出土銭による貨幣流通の解明—永井久美男 [1994・96]、鈴木公雄 [1999]

国内での私鑄銭の鑄造—嶋谷和彦 [1998・99]

大陸と日本の貨幣流通の連動（共時性）—黒田明伸 [2003]、足立啓二 [1992] など  
貨幣流通の地域性

文献—中島圭一 [1992]、本多博之 [2000・2001a/b]、永原慶二 [1997] など

考古—鈴木公雄 [1999 など]

撰銭令論争—論争の要点・文献は中島圭一氏 [1994] 参照

文献史学—柴謙太郎・渡邊世祐、藤田五郎、瀧沢武雄

撰銭令研究の新動向

銭種の検討—鈴木公雄 [1999]

撰銭令の内容分析—水藤眞 [1997]

在地動向から—藤木久志 [1974]

社会的（飢饉）状況から撰銭令の性格分析—高木久史 [2002]、黒田基樹 [2003]

金・銀の普及時期・流通形態—永井久美男 [1997ab]、盛本昌広 [2000]、

中島圭一 [2004]、田中浩司 [2004] など

#### 《課題》

錢貨流通の地域性の研究の深化

撰銭令発布の背景と影響の具体様の解明

金・銀の普及時期と地域的な支配手段としての定着時期・状況

対外的な状況の日本国内での認識

16世紀末～17世紀前半の金・銀・米・銭の深化

#### 《本稿の課題》

撰銭令以外の史料から領主層側の認識、撰銭令の背景

16世紀後期～17世紀前半の金・銀・米・銭の貨幣動向を解明する

悪銭に注目

金・銀・米・銭の貨幣動向

→大徳寺文書と真珠庵文書の通時的な検討を行う

### II 悪銭の登場—15世紀以降の悪銭認識の地域の様相

—悪銭＝本来瑕疵のある銭の意味—継続的に存在

→それが意識され、増加するのはいつ、どこでか？地域的な偏差と認識をみる

①伊勢：前回の千枝大志氏の報告

永享年間=15世紀前期

②京都：『山科家礼記』（山科家家礼大沢重胤の日記）文明3年(1471)12月19日条  
〈史料1〉

御服要脚千疋下行、清和泉守所にて請取之、仍悪銭多之間色々申也、先可請取之趣広橋殿依被仰納之

—山科家が、朝廷の御服の費用千疋（10貫文）を、幕府の奉行人清和泉守のところに受け取りに行ったが、悪銭がたくさん含まれていたのので、いろいろと文句を言ってみた。しかし、武家伝奏の広橋殿に、受け取っておけと言われたので、受け取った。

→私見では早い事例。京都でも悪銭が登場

③周防：大内氏提書の撰銭令—文明17年(1485)4月15日  
〈史料2〉

— 銭をえらふ事

段銭の事ハ、わうこ（往古）の例たる上ハ、えらふへき事、もちろんたりといへとも、地下仁ゆうめんの儀として、百文に、永楽、宣徳の間廿文あてくハへて、可収納也、

— り銭并はい〃〃（売買）銭事

上下大小をいはす、忽いらく、せんとくにおいてハ、えらふへからず、さかひ銭とこうふ（洪武）銭〈なわ切の事也〉、うちひらめ、此三いろをはえらふへし、但、如此相定らるゝとて、永楽、せんとくはかり用へからず、百文の内ニ、忽いらく、せんとくを卅文くハへて、つかふへし

—往古の例で排除すべき銭は？悪銭か？

④大和奈良：『大乘院寺社雑事記（尋尊大僧正記）』永正4年(1507)5月19日条  
〈史料3〉

長谷寺到来百四十五貫文算用成就院進之、泰弘悪銭三貫二百文上之、珍重無為者也

—長谷寺がやってきて145貫文を計算して成就院に進上した。泰弘が悪銭3貫200文を進上してきた。たいへん結構なことだ。

→悪銭に対して忌避感はない。通用する銭の証左

### III 大徳寺をめぐる貨幣の様相—16Cの京都

#### 第1節 中世後期の撰銭令の概観

室町幕府と織田信長が、京都・畿内に発令した撰銭令の整理〔水藤眞 1997〕

- A・室町幕府の明応9年(1500)10月令～永正9・10年(1512・13)令
- B・室町幕府の天文11年(1542)令
- C・室町幕府（細川昭元）の永禄9年(1566)令
- D・織田信長の発令による永禄12年(1569)令

室町幕府の撰銭令

- A・明応9年(1500)10月令～永正9・10年(1512・13)令の時期に集中  
（池内義資氏・佐藤進一氏編『中世法制史料集』第2巻(岩波書店)室町幕府法追加法320、334～48、360～2、372～4、385～9条)

Aの撰銭令を、本稿では、「初期撰銭令」とよぶ

〈史料4〉室町幕府追加法320条 明応9年(1500)10月（関乙本ほか）

一 商売輩以下撰銭事、(明応九・十)

近年恣撰銭之段、太不可然、所詮、於日本新鑄料足者、堅可撰之、至根本渡唐銭(永楽・洪武・宣徳)等者、向後可取渡之(但、如自余之銭、可相交)若有違背之族、速可被処嚴科矣、

松田丹後守

長秀

(史料5) 室町幕府法追加法 385~9条 永正9年(1512)8月30日(東百せ)

定 撰銭事

- 一 百文の内、口さしの分、ふるせに十文、洪武二文、宣徳二文、永楽六文、已上廿文なり、
- 一 地せにの内、よき永楽五文、大観、嘉定以下うらに文字のあるせに、よき銭の内たるへし、
- 一 少分つゝもこれをおふて用へし、
- 一 口さしの程、うり物をかふちき(高直)になす事あらハ、罪科同左、右条々、堅被定置訖、若有違犯之輩者、男ハ頸をきり、女ハゆひ(指)をきるへきなり、恣ゑり又ゑらする輩あらハ、町人として注進せしむへし、見かくさハ同罪たるへし、私けんたん(検断)、同為町人可致注進之由、所被仰下也、仍下知如件、

永正九年八月卅

対馬守平朝臣(松田英致)

散位神宿禰(諏訪長俊)

近江守三善朝臣(飯尾貞運)

美濃守藤原朝臣(斎藤基雄)

Aの撰銭令の趣旨

- ①勝手な撰銭の禁止
- ②京銭・うちひらめなどの粗悪銭の排除
- ③永楽・洪武・宣徳銭などの混用比率の規定
- ④悪銭売買の禁止
- ⑤悪銭を理由とした値上げの禁止など

一 一部の最も粗悪な銭のみの排除。それ以外の渡来銭などは、混用させる方針

Bの天文11年(1542)令(前掲書、追加法486~490条)でも踏襲

一 貨幣流通に関する部分の内容は、「初期撰銭令」の②と③の規定の一部改訂

Cの永禄9年(1566)の細川昭元の発令にかかる撰銭令

(『兼右卿記』所載、佐藤氏・百瀬今朝雄氏編『中世法制史料集』第5巻-615号、岩波書店)

一 撰銭(排除)すると規定した6種類の銭の使用禁止。違反者に対する量刑がA・Bと異なるが、基本的には、それ以前の撰銭令に準じた内容

→Bから時間において発令されているところに、状況の変化を看取すべき

Dの信長の永禄12年(1569)令(前掲『中世法制史料集』第5巻、685~87号)

(史料6) 織田信長撰津天王寺宛精選条々 永禄12年(1569)3月1日

定精選条々 天王寺境内

- 一、ころ せんとか やけ銭 下々の古銭、以一倍用之、
- 一、ゑみやう おほかけ われ すり、以五増倍用之、
- 一、うちひらめ なんきん、以十増倍用之

此外不可撰事、

(中略)

右条々若有違犯之輩者、速可被処嚴科之由候也、仍所被定置如件、

永祿十二年三月一日

彈正忠在判

一撰津の天王寺境内宛 3月1日令一増歩をつけて流通を命じた錢を三段階に区分  
(史料7) 信長京都上京宛精選追加条々 永祿12年3月16日 (京都上京文書)

精撰追加条々

上京

一、以八木売買停止之事

一、糸・菓十斤之上、段子(緞子)十端之上、茶碗之具百之上、以金銀可為商  
買、但金銀無之ハ、定之善錢たるへし、余之唐物准之、此外万事定之代物た  
るへし、然而互有隱密、以金銀売買有之ハ、可為重科(付、金子ハ拾兩之代  
拾五貫文、銀子ハ、拾兩之代貳貫文たるへし)

一、祠堂錢、或質物錢、諸商買物并借錢方、法度之代物を以て可為返弁、但金  
銀於借用ハ、以金銀可有返弁(付、金銀無之ハ、定善代物たるへき事)

(中略)

永祿十二年三月十六日

彈正忠(朱印)

一京都上京宛の3月16日の「精撰追加条々」

支払手段としての米の使用禁止、指定の品目の代金の金・銀での支払、金・銀  
と錢との交換レートの規定、借入の支払は法度の代物で、金・銀での借用は金  
銀で返済、金・銀がなければ定め善代物でなど

→Dの撰錢令から貨幣流通状況の大きな変化を看取

## 第2節 精錢と悪錢

Aの「初期撰錢令」の時期の大徳寺・真珠庵文書から錢の種類・品質の変化をみる

(史料8-No.2) 文龜元年(1501)孟夏晦 宗栢松源院祠堂錢京上注進状(『大』5-1977)

(端裏)「自泉堺上料足京進状」

松源院祠堂錢

伍拾貫文 (唐糸代從宗善請取、

澄心庵祥首座返弁

貫別加洪武五十文充

明応八年己未九月晦日)

三貫七百五十文 (右利分 自同十月至申

二月晦 貫別一文子半)

七貫五百文 (右利分 自同三月至

十二月晦 貫別同前 )

三貫六百文 (右利分 自酉正月至同

四月晦 子細在之 )

以上六拾四貫八百五十文 精錢

右内 一貫三百文京進夫賃引之

定 六十三貫五百五十文京著申

文龜改元辛酉孟夏晦

松源院 納所禪師

一(史料8)の松源院祠堂錢50貫文に「貫別加洪武五十文充」という注記

→16Cの変化の初見

—大徳寺の松源院の祠堂銭を堺の商人に唐糸の購入代金として貸付け、その返済について記したもの〔佐々木銀弥 1994〕。

祠堂銭(元本)50貫文に、利分を加えて64貫文余が「精銭」で完済  
→貫別で洪武銭50文とは、口さしの銭の慣行的な事例として興味深い  
銭銘による銭の区別が進んでいたことを示す稀有な事例  
精銭の注記など、銭の品位についても注目

〈史料9-No.3〉文亀4年(1504)3月2日 下笠正保松源院祠堂銭預り状(『大』5-1975)

—松源院の祠堂銭10貫文を下笠正保が預かった際に、その10貫文の料足の注記として、「ゑりせん」(=撰銭)とみえる

〈史料10-No.4〉永正7年(1510)4月7日 一休宗純三十三回忌納下帳(『真』1-10)  
下行の1項目に「四貫八百文 悪銭売ル減八貫八百文也」

—この年忌仏事の収入は奉加の銭とモノであり、そこに悪銭は混入〔拙稿 2001〕  
悪銭8貫800文を売却して4貫800文を支出・減少して、残りは精銭で4貫文  
悪銭はおおむね精銭の半分程度で価値

#### 《論点整理》

15世紀末年～16世紀前半期の大徳寺関係の売券の支払手段はすべて銭〔浦長瀬隆 2001〕

#### A「初期撰銭令」の時期

大徳寺や真珠庵—「精銭」「悪銭」や口さしの銭(洪武銭)など、ある程度は銭の種類を意識

同時期の大徳寺文書と真珠庵文書のなかに、上記の3例以外、精銭や悪銭などの記載はなし。それが、1500～10年に集中していることは、この時期の何らかの変化を想定すべき

#### 《考察・評価》

上記の3例うちの2例が祠堂銭で、しかも商人への貸付や預け金

祠堂銭とは一種の預かり金であって、価値蓄蔵が最重要課題〔拙稿a〕

精銭や撰銭などの注記は、祠堂銭のもつ特殊性と商人たちの銭貨に対する敏感な感覚のあらわれ

永正7年(1510)の一休宗純三十三回忌納下帳での悪銭は、奉加に混入し、受け取りを拒否できない性格

この帳簿の総支出額が153貫文余で、そのうちの8貫800文の悪銭はかならずしも多くない(混入率は5.75%)

Aの「初期撰銭令」に、多額の銭貨を扱う商人などは敏感に反応

土地売買の支払や奉加などに多くの悪銭などが混入して、物品の購入などに大きな影響を与えてはいないことを示唆する

Bの撰銭令の1542年前後でも大徳寺文書などに銭の品位や種類などを問題とした痕跡はみえず、Aの「初期撰銭令」の時期の認識は踏襲

しかし、Bの撰銭令の発令と時間の経過から、状況は徐々に深まっていった

### 第3節 悪銭・中銭・上銭

C・Dの撰銭令の時期、1560年代半ば以降の価値の異なるさまざまな銭の頭在化

#### 《悪銭》

〈史料 11-No.9〉永禄 8 年(1565)7 月 5 日 深岳寺宗俊書状 (『真』 4-331 号)

(端裏切封ウハ書)「越前深岳寺ヨリ

真珠納所寮口 (運) 上錢注文 宗俊」

唯今運上之代物拾貫文之内

- 一、五貫文ハ、貴庵子歳塩噌錢内ニテ候、可有御請取候、勘定追而可申入候、
- 一、五貫文ハ、如意庵へ御伝達アルヘク候、状并送状アリ、何モ精錢タルヘク候、

已上拾貫文

先便四貫文、喜蔵主知人便宜ニ上申候内、

- 一、弐貫文宗普 (化庵) へ御伝達候哉、夫賃其方ニテ可有御渡之由、約束之由申候間、此方ハ不存候、

- 一、弐貫文、貴庵へ預ケ申候由、申候ツル、内巻貫文ハ、孫三郎 (朝倉景健) 殿ヨリ真前香錢ニ可有御納候、是ハ夫賃此方ニハ不存候、悪錢ヲ涯分精錢ニテ渡申候、

(以下略)

- 一深岳寺の宗俊は、真珠庵や如意庵への運上錢などが精錢であることを強調さきに真珠庵に預けた錢についても、「悪錢ヲ涯分精錢ニテ渡申候」とある永禄 12 年(1569)と推定される深岳寺宗才越前二上国衙米算用状 (『真』 4-332) でも一部に悪錢が含まれていた
- 越前～京都に悪錢が流布し、貢納にも多くの悪錢が混じり、精錢の調達が困難＝精錢の不足状況

〈史料 12-No.10〉永禄 9 年(1566)4 月 17 日 如意庵庫司屋禰葺小日記 (『大』5-1970)

＝如意庵の庫司の屋根の修理に関する費用の支払い状況のみを記す

錢と米が別個に項目。錢での支出総額が 3 貫 828 文で、米は 1 斗 6 升 9 合

「悪物」の語の登場

- 一その記事は、修理用の山国板 5 荷の購入に充てようとした香典 1 貫 400 文の過半が「悪物」(＝悪錢)であったが、それで支払ったことを注記したもの
- 受け取りを拒否できない香典という形で悪錢が、如意庵に入り込む
- 「悪物」の注記がない項目では、同じ山国板の単価が 1 荷 180 文
- 「悪物」で購入した板の単価は 1 荷 260 文
- 板のサイズや品質が同じならば、悪錢：悪錢ではない錢＝ 1 : 1.4～1.5

《上錢・中錢》

〈史料 13-No.11〉永禄 11 年(1568)4 月 15 日の如意庵上葺下行小日記 (『大』5-1971)

＝同様の帳簿で、やはり米と錢で別個の下行項目をたてる

永禄十一 (戊辰) 四月

如意庵上葺下行小日記

四貫百十文 樽千六百支

悪錢也、自先代請取

上錢壹貫三百七十文之算用也

五貫文 中錢 同三千二百卅五支

寅(永禄九年)冬地子之納也、

六貫九百卅五文 同八千六百六十五支

上錢也

千支八百文充  
樽并壹万三千五百支  
三百九文 車力〈五領六十文充〉  
(以下略)

- 下行項目の一つで、銭「四貫百十文 樽千六百支」の注記に「悪銭也、自先代請取、上銭壹貫三百七十文之算用也」とあること
- 悪銭 4 貫 110 文を上銭で 1 貫 370 文として計算
- 悪銭と上銭という価値の違う銭の存在が明確に認識
- 「五貫文中銭 同(樽)三千二百卅五支」
- 注記に「寅(永禄 9 年)冬地子之納也」
- 「中銭」という価値の銭が、永禄 9 年の地子銭として納入
- 上銭は、悪銭の約 3 倍の価値
- 中銭は、樽の単価が先の悪銭での購入分と同じだと悪銭の約 1・6 倍の価値
- すなわち悪銭 1 に対して、中銭が 1.6、上銭が 3 倍となる。

《論点整理》→ C・D の撰銭令の出された 1560 年代後半

- 香典などはもとより、地子銭や銭納の貢納にも悪銭や中銭が混入
- 各方面で悪銭・上銭・中銭という多様な価値の銭が流通・混在、精銭の不足
- 大徳寺周辺でもそれらを排除しきれない状況、この状況を強く認識

《考察・評価》

- D の信長の四天王寺宛の撰銭令に規定された増歩をつけて流通すべき具体的な銭種(「ころ」「せんとく」など)は、大徳寺関係の史料にはみえない。

大徳寺や真珠庵では、撰銭令にみえるさまざまな銭種のグルーピングではなく、悪銭・中銭・上銭といった枠組みで認識

- 大徳寺・真珠庵をめぐる実際の取引・支払手段と撰銭令の内容との乖離を示唆

#### 第4節 金と銀と米

《先行研究》

真珠庵・大徳寺の周辺に、16 世紀前期の 1530 年代までには寄進された金などがすでに存在〔拙稿 a〕

元亀 3 年(1572)の大徳寺并諸塔頭金銀米銭出米納下帳(『大』8-2533)で再登場〔拙稿 b〕

銀の初見は、元亀 3 年(1572)6 月 23 日付 織田信長書状(『大』1-87)

- 大徳寺が織田信長に銀 100 両を贈った際の信長からの礼状

その礼銀の抛出方式などは、前掲の元亀 3 年(1572)の大徳寺并諸塔頭金銀米銭出米納下帳〔拙稿 b〕

- 元亀 3 年段階、米が貨幣の中心。抛出米に代わり金と銀での代納も〔拙稿 b〕

《礼物》

大徳寺は、天正 4 年(1576)に銀 10 両を織田信長に、天正 10 年(1582)などには織田信孝に銀を贈る。礼物としての銀の存在(『大』1-91、313 号)

- 中島圭一氏は、1560 年代後半以降、京都での礼物が金から銀に変化

大徳寺の場合、礼物としての銀がクローズアップされるのは 1570 年代以降進物や作善料などの名目で寄進をうける大徳寺

- 羽柴秀吉などから銭や太刀と並んで多額の銀(天正 10 年 10 月 17 日 羽柴秀吉

寄進物目録、『大』1-94号など。

《金・銀の通時的な検出》

〈史料 14-No.13〉天正 8 年(1580)10 月 21 日一休宗純百回忌出銭帳 (『真』2-150~1)

—諸方からの奉加として銭・米とならんで銀—浦長瀬氏の指摘 [浦長瀬 2001]

→ただし、実はこの出銭帳の出銭の合計額は、米と銭で集約

銀での奉加分は計算上で何らかの基準で米での奉加に包摂

この百回忌仏事の下行内容は、同年の一休宗純百回忌下行帳 (『真』2-156。No.17)

—支払手段は米と銭、銀はなし

米と銭の用途—銭で「嚙金」116 貫文が支払われている以外、米と銭の用途の意識的な使い分けなし

浦長瀬氏の指摘 [2001]

天正 11~12 年(1583~4)以降、田地・作職売券の支払手段に銀が登場

1572 年に登場した米での支払は、この 1580 年代に本格化

(宗慶井子息兩人連署作職売券、『大』2-966 号など-No.19)

〈史料 15-No.21〉天正 16 年(1588)正印禪師(言外宗忠)二百年忌納下帳 (『大』10-2607)

—収入の奉加は、金・銀・米・銭—それをすべて米に換算

支出項目は米と銭があり、米と銭の使用比率、用途にやはり大きな相違はない

〈史料 16-No.22〉天正 20 年(1592)2 月 11 日如意庵庫司屋根修補小日記 (『大』10-2625)

—収入は銭。実際は「九貫五百五拾六文 〈銀子貳枚買之、就壹貫九文メ充〉」とあって、銀を売って入手した銭と目される

支出は、銭と米

〈史料 17-No.23〉文禄 3 年(1594)の大野郷河口塘普請入目帳 (『大』13-3292、3334)

収入は銀 (71 匁 5 分。米にして 7 石 5 斗 7 合 5 夕)

下行はすべて米

下行の約半分は、人足の労賃 (1 人 2 升宛、163 人分)

—支払手段に米を選択した理由もそのへんか

〈史料 18-No.24〉文禄 3 年(1594)3 月 11 日智徳院某葬礼入用目録 (『真』5-503~4)

米・銀・銭で支出

内訳：銭 9500 文は布施のみ

銀 11 匁は金襴・絹の購入のみ

それ以外の細かいものは、米 (6 石 7 斗 9 升 3 合 4 夕) で購入

→布施、高額商品、それ以外の支払と、明確な使い分け

〈史料 19-No.25〉慶長 5 年(1600)6 月の大野郷樋普請用途算用帳 (『大』9-2588)

収入を銀 279 匁と記しているが、そのうち 79 匁は米を銀に両替したもの

支払手段としては、銀中心>銭・米

〈史料 20-No.27〉慶長 6 年(1601)3 月 15 日大徳寺庫司普請銀納下帳 (『大』9-2591)

収入分は銀換算 (銀 2515 匁のうち金からの両替分 1065 匁を含む)

支出項目もすべて銀

〈史料 2-No.28〉慶長 6 年(1601)10 月 21 日 真珠庵本坊東方作事帳 (『真』2-162)

財源=奉加分は、金・銀・米・銭など

金 26 両とは名目のみで、実際にはこの分すべて銀で到来

このほかに銀で 1・06 匁、米 13 石、銭 1 貫文など

支出は、銀での支出は 24 項目、大工作料の 480 匁のほか、支払手段の中心



ついで米が 11 項目で 2 位である。

慶長 8 年(1603)8 月 219 日 大徳寺方丈普請銀納下帳 (『大』 9-2592 号) 以降  
収支ともに銀

→銀が収支の基準となり、支払手段の中心となってゆく

《論点整理》《評価》は小括にゆずる

## 第5節 工匠の作料

大徳寺の工匠の作料の表記から、具体的な支払手段の変化をみる。

《先行研究》

通説—中世を通じて、番匠の作料が 1 人 1 日あたり 銭 100~110 文で推移

16 世紀の大徳寺の大工作料は、80 文+飯米 [永井規男 1967]

《先行研究の確認》

〈史料 22-No.6〉天文 14 年(1545)の如意庵方丈上葺銭納下帳 (『大』 5-1967)

—如意庵方丈の上葺の修補を行った際の収支帳簿。すべて銭による記載

「上葺銭」とあるので、上葺用の米などの納下帳の存在も否定できない

—檜皮師や大工の作料は、永井氏の指摘のように、80 文

〈前掲史料-No.8〉永禄 7 年(1564)の如意庵屋根等修補小日記 (『大』 5-1969 号)

—大工の作料は、米 1 升 2 合

→米 1 升 2 合は、銭 100 文に比べると少なく、別の帳簿の存在を想定も必要

〈史料 23-No.10〉永禄 9 年(1566)の如意庵庫司屋根葺小日記 (『大』 5-1970)

—大工の作料は、銭 80 文+飯米 1 升 2 合で、銭+米の併用支払方式

〈史料 24-No.11〉永禄 11 年(1568)の如意庵上葺下行小日記 (『大』 5-1971)

—檜膚(檜皮)大工の作料は、米と銭それぞれの下行項目にみえて、

銭 80~81 文+米 1 升 5 合程度 (いずれも 1 日 1 人あたり)

→銭+米の併用支払方式を永井氏は、他の寺社より低い作料を米で補填と推定、  
大徳寺の慣行とする

私見：大工の作料が、銭は 80 文で変化せず、

残りの米での支払分が、永禄 9 年の 1 升 2 合から同 11 年には 1 升 5 合と増加

—相互の契約によって作料が値上げされたということなのか、銭の価値が下落傾  
向にあったので、その分を米で補填したということなのか

〈史料 25-No.20〉天正 15 年(1587)如意庵本坊屋根修補小日記 (『大』 10-2624)

支払手段—米と銭

但し、銭は葺板の購入などに、米は大工の作料や酒食などの支払に使い分け

→大工の作料は、米 1 斗で、米に一元化されてゆく流れ

〈史料 26-No.25〉慶長 5 年(1600)6 月大野郷樋普請用途算用帳 (『大』 9-2588) 以降

慶長 5 年：銀 8 文 (大工 1 人 1 日)

→以降、大徳寺文書にみえる大工作料は銀に変化

《銀での支払》

慶長 5 年(1600)：銀 8 文 (大工 1 人 1 日) (前掲)

慶長 17 年(1612)：1 匁 4 分 (大徳寺門前堀井石垣普請銀納下帳、『大』 9-2593)

《作料支払方式の変化》

〈史料 27-No.27〉慶長 6 年(1601)3 月 15 日の大徳寺庫司普請銀納下帳 (『大』 9-2591)

大工 326 人作料 銀 260 匁 8 分「一人銀八分充、カイ切」

〈史料 28-No.28〉慶長 6 年(1601)の真珠庵本坊東方作事帳 (『真』 2-162 号)

銀「四百八拾匁 大工九衛門請切渡之」

→大工作料が、日払い勘定から作事全体の作料を包括して支払うやり方に変化

《論点整理》

大徳寺の大工の作料の変化

銭のみから、1566 年以降に銭+米に

1587 年に米のみ、

1600 年以降、銀での支払が一般化

→17 世紀になると、大工作料が銀での包括払いへ

## 小 括

《論点整理》

A の 16 世紀「初期撰銭令」の時期

商人たちへの銭の貸借や奉加に混じる銭で、大徳寺や真珠庵は、精銭、悪銭、洪武銭など、銭銘や銭の品質などを認識しはじめた。

1560 年代後半以降、貢納の精銭調達もままならない状況

上銭・中銭・悪銭といった多様な価値の銭が登場して混迷を深めていた。

金

16 世紀前期、真珠庵文書などにみえた金は、1572 年の史料に再登場

以降、奉加などとしてもたらされる。ごく一部の事例を除いて支払手段とはなっていない【拙稿 b】

銀

元亀 3 年初見。

浦長瀬氏や中島氏などの指摘のように、1560～70 年代登場・普及し、金に取って代わって奉加・寄進でも銀が中心となる

1600 年前後に、銀が支払手段でも中心となっていった。

→この間、16 世紀を通じて、貨幣として使用されていたのは、米と銭である。

《考察・評価》

ファースト・インパクト-A の 16 世紀初期、撰銭令を発令の背景

川戸貴史氏の指摘【2003】

永正～享禄年間(1504～1531)、東寺領の備中新見荘、播磨矢野荘、京都の柳原からの貢納に悪銭が混入、代銭納制をも崩壊させる大きな問題

悪銭は、永正期に新見で登場、時間の経過とともに、西から京都へ

私見

前掲の大内氏掟書の撰銭令は文明 17 年(1485)

川戸氏の悪銭伝播スピードから 15 世紀最末～16 世紀初期にその余波が京都到達を推定

A 「初期撰銭令」の背景

→西からの悪銭の流入＝ファースト・インパクト

A 「初期撰銭令」の 1500～1510 年に、大徳寺文書などの事例も集中

ただし、上記の 3 例以外ない

→悪銭に対する意識が高まる

しかし精銭が大幅に不足するほどの影響はない。

## 第2の段階—おおむね16世紀半ば前後

Bの天文11年(1542)令—ファースト・インパクトの状況は少しずつ深刻化

この段階、悪銭が在地の各所に浸透してじわじわと京都に押し寄せてくる

同時に、銭の差別化、認識が進み、精銭が徐々に不足しはじめる。

→前掲の天文14年(1545)の如意庵方丈上葺銭納下帳の収支32貫余がすべて銭

弘治3年(1557)の真珠庵玄関等修理入目算用状(『真』5-546)

支払が銭+米

これ以降、天正20年(1592)の如意庵庫司屋根修補小日記(『大』10-2625)まで

米+銭の併用支払は続く

→この点、大工の作料の支払方式の変化とも関連する

銭のみですべてを支払う時代は、16世紀半ばに終わりを告げた

浦長瀬氏の指摘より早いこの時期から、じわじわ銭の機能の一部が、米に取って

代わられてゆきつつあることを確認しておきたい。

## 第3の段階—1560年代後半以降

金・銀の登場、銭の機能の縮小と米の使用の拡大、とりわけ銀の登場がカギ

この時期、精銭の不足が本格化、他の支払手段への転換が急務。これが銀

[桜井英治 1997、鈴木公雄 1999 など]

元龜3年(1572)の大徳寺并諸塔頭金銀米銭出米納下帳では、金も銀も礼物に贈られていたが、銭の使用は限定的。銭の機能は米が代替。金や銀は流通コストをもちつつも支払手段に転換しつつあった[拙稿b]。

奉加者が財貨として使われるモノとして銭に代わって米と銀を選択

天正8年(1580)の一休宗純百年忌の奉加に銭と米+銀が登場。

→奉加者の手許での精銭の不足や銭の信用低下

奉加をうける寺院側の米・銀への志向

銀の普及は、百年忌の奉加から、京都とその近郊に早く、近江の在り地ではそれより遅れる可能性が高い(『真』2-152~4号の奉加帳類参照)。

銭での支払いの減少と使い分け

天正8年の一休宗純百年忌：銭支出159貫310文

→これ以降16世紀末まで、これ以外に15貫文をこえる銭の支出なし

159貫余の支出の70パーセント以上を占める116貫文が、実は僧侶への布施

→銭以外で代替できない、布施の特殊性。それ以外は米での支払も可能

前述の文禄3年(1594)の智徳院某葬礼入用目録の事例—明確な使い分け

→銭の使用を減らし=精銭の不足

他への手段への置換=米・銀の十分な普及・流通[盛本昌広 2000]

## 第4の段階—1590年代後半以降

銀の普及

大徳寺文書などで銀で収入分を集約した例

→文禄3年(1594)の大野郷河口塘普請入目帳

銀が支払手段でもっとも優位に立つのは、

→上述の慶長5年(1600)6月の大野郷樋普請用途算用帳

→大徳寺・真珠庵において、銀を収支の基準とする方式は固まった

いいかえれば、この時点で京都において銀が、いちばん使いやすい貨幣、勘定がしやすく、支払手段として確実に受け取ってもらえる貨幣になったことを示す

## 16C末の銀の普及の背景

- 黒田明伸氏〔2003〕－当該期にスペイン銀貨の中国流入で日本銀の中国輸出減少
- 中島圭一氏〔2004〕－黒田氏の指摘を受けて、その銀の畿内への還流を推定

## IV 17世紀前期の様相

### 第1節 多様な銭・金・銀の混在

#### (1)16世紀後期の金・銀－1572年の事例〔拙稿b〕

- 品位や形状が不揃い
- 切断や整形で流通コスト
- 紙に包まれて流通
- 一両替屋などが信用を付加か？

#### (2)豊臣政権による貨幣鑄造

##### 天正期(1587)

- 天正大判、円歩金、永楽通宝金銭・銀銭、額一文金、文禄通宝銅銭など
- 一般的な評価としてその普及は進んだとはいえない

#### (3)江戸幕府

##### 幣制統一と貨幣鑄造

慶長6年(1601)慶長金銀(大判・小判・丁銀など)

慶長14年(1609)幕府の公定レート

永楽1貫文=鏹4貫文=金1両=銀50匁

寛永13年(1636)寛永通宝の鑄造開始

#### (4)地域通貨－16世紀末

山田葉書=紙幣

甲州金

領国銀など

#### (5)混在する多様な銀

〈史料29〉慶長13年～元和2年(1608～1616)真珠庵金銀納下帳、(『真』2-147)

慶長14年(1609)－銀「九分 板銀壹枚、灰吹ニ替出分、使陽(宗陽)」

慶長17年(1612)－銀「貳拾貳匁四分 悪銀板ニ替入」

慶長20年(1615)

－銀「五匁目 悪銀間半分ニシテ 上銀貳匁五分、大豆壹斗五升、和(市)同」

→依然として品位や形状の整わない銀が混在〔安国良一 1999 など〕

### 第2節 地域性と多様性

〈史料30〉寛永九年(1632)牛庵(益田元祥)毛利氏代官交代時引渡物注文

(『大日本古文書 家分け第二十二 益田家文書』2-458)

寛九八月廿三日完主殿へ御代官』引渡申候時之残物

(前略)

- 一、金大判三百三拾九枚
- 一、同小判三千三拾九両
- 一、印子砂金五貫六百三拾貳兩余
- 一、銀子貳千三百六貫六百目余

此外京都高須豊後手前ニ残銀五六拾貫目有之

- 一、銀錢 三貫文
- 一、京錢 百匁貫余
- 一、河内錢 九拾四貫余
- 一、国錢八千八百五拾五貫余

(中略)

右、阿石見・山下総御算用一紙之抜書にて候、大分之儀故、残所を書取不申候、以上、

牛庵(花押)

- 一この史料は、寛永9年に益田元祥(牛庵)が代官の職を後任に引き継ぐ際、手許にある公金を書き出したもの
- 金の太判・小判、銀錢や京錢、河内錢、国錢など、多様な貨幣の記載。
- 当該期の貨幣の多様性と地域性は明示する史料

## V むすびにかえて

新たな課題—幣制統一への道程の解明

寛永通宝の普及—鈴木公雄氏の指摘—宿駅への貸付

→近世貨幣の地域性・多様性を、中近世の連続面で総合的に把握すること

地域的な特性—その要因を解明する

紙幣(藩札)と金属貨幣の関係の再検討

[参考文献一覧]

- 足立啓二 1992 「東アジアにおける錢貨の流通」(荒野泰典ほか編『アジアのなかの日本史Ⅲ 海上の道』所収、東京大学出版会)
- 池 享編 2001 『貨幣—前近代日本の貨幣と国家—』 青木書店
- 伊東多三郎 1959a 「近世初期の貨幣問題管見」(同編『国民生活史研究2 生活と社会経済』所収、吉川弘文館)
- 石見銀山歴史文献調査団編 2003 『石見銀山 年表・編年史料綱目篇』『石見銀山研究論文篇』 思文閣出版
- 浦長瀬隆 2001 『中近世日本貨幣流通史』 勁草書房
- 川戸貴史 2003 「中世後期荘園の経済事情と納入年貢の変遷」『歴史学研究』780号
- 黒田明伸 2003 『貨幣システムの世界史』・岩波書店
- 黒田基樹 2003 『中近世移行期の大名権力と村落』(校倉書房)第7章「戦国大名の撰銭対策とその影響」
- 国立歴史民俗博物館編 1998 『お金の不思議』 山川出版社
- 小葉田淳 1943 『改訂増補 日本貨幣流通史』 刀江書院
- 小葉田淳 1976 『金銀貿易史の研究』 法政大学出版局
- 桜井英治 1996 『日本中世の経済構造』 岩波書店
- 桜井英治 1997 「日本中世における貨幣と信用について」『歴史学研究』703号
- 桜井英治 2004 「中世における物価の特性と消費者行動」『国立歴史民俗博物館研究報告』第113集
- 佐々木銀弥 1972 『中世商品流通史の研究』 法政大学出版局
- 佐々木銀弥 1994 『日本中世の流通と対外関係』 吉川弘文館
- 嶋谷和彦 1998 「中世・堺で生産された錢」(田中琢ほか編『古代史の論点3 都市

- と工業と流通』所収、小学館)
- 嶋谷和彦 1999 「“さかひ銭”の謎」(朝尾直弘他編『堺の歴史』所収、角川書店)
- 水藤 眞 1997 「撰銭令について」(『お金の玉手箱』所収)
- 鈴木公雄 1999 a 『出土銭貨の研究』 東京大学出版会
- 鈴木公雄 1999 b 「出土銭貨からみた中・近世移行期の銭貨動態」(〔歴史学研究会編 1999〕所収)
- 高木久史 2002 「撰銭令の再検討—食糧需給の視点から—」『ヒストリア』179号
- 瀧澤武雄 1965 『日本貨幣史の研究』 校倉書房
- 瀧澤武雄 1996 『日本の貨幣の歴史』 吉川弘文館
- 拙稿 a 2003 「十六世紀前期の京都真珠庵の帳簿史料からみた金の流通と機能」(峰岸純夫編『日本中世史の再発見』所収、吉川弘文館)
- 拙稿 b 2004 「一六世紀後期の徳寺の帳簿史料からみた金・銀・米・銭の機能と流通」『国立歴史民俗博物館研究報告』第113集
- 中島圭一 1992 「西と東の永楽銭」(石井進編『中世の村と流通』所収、吉川弘文館)
- 中島圭一 1994 「文献から見た貨幣—中世史学の動向—」『出土銭貨』創刊号
- 中島圭一 1999 「日本の中世貨幣と国家」(〔歴史学研究会編 1999〕所収)
- 中島圭一 2004 「京都における「銀貨」の成立」『国立歴史民俗博物館研究報告』第113集
- 永井規男 1967 「実隆公記に現われた貴族住宅の作事」『日本建築学会論文報告集』第136号
- 永井久美男編著 1994・96 『中世の出土銭』・同補遺 I 兵庫埋蔵銭調査会
- 永井久美男編著 1997 『近世の出土銭 I』『近世の出土銭 II』(同上)
- 永原慶二 1997 『戦国期の政治経済構造』(岩波書店)第Ⅱ部第2論文「伊勢商人と永楽銭基準通貨圏」
- 藤木久志 1974 『戦国社会史論』(東京大学出版会)Ⅱ—第三章「撰銭令と在地動向」
- 藤田五郎 1952 『封建社会の展開過程』(有斐閣)第2章「撰銭禁制と貨幣改悪」
- 本多博之 1991 「毛利氏領国における基準銭と流通銭」『内海文化研究紀要』20号
- 本多博之 2000 「戦国期社会における銭貨と基準銭」『九州史学』126号
- 本多博之 2001 a 「南京銭と鍛(ちゃん)」『出土銭貨』15号
- 本多博之 2001 b 「戦国・豊臣期の貨幣通用と公権力」(〔池享編 2001〕所収)
- 盛本昌広 2000 「豊臣期における金銀遣いの浸透過程」『国立歴史民俗博物館研究報告』第83集
- 安国良一 2001 「三貨制度の成立」(〔池享編 2001〕所収)
- 歴史学研究会編 1999 『シリーズ歴史学の現在 1 越境する貨幣』 青木書店